

仕様書  
R5 年度事業

**1. 業務名**

宮古島 SDGs 推進プラットフォーム構築・運営業務

**2. 本業務の目指しているビジョンについて**

令和元年度より、環境省の「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を通して、本市における地域循環共生圏（ローカル SDGs）構築に向け取り組んできた。

昨今の国際的な潮流である SDGs の推進においては、17 番目のゴールである「パートナーシップ」で示されているように、産官民連携の取り組みが重要である。

本業務は、市民、民間事業者、行政が連携したプラットフォームを構築し、対話を通じた新たな視点で持続可能な島づくりに資するプロジェクトを創発する。また、プラットフォームを社会実装することで、「千年先の、未来へ。」続く宮古島市を目指すものである。

**3. 現状と課題**

本市では平成 20 年にエコアイランド宮古島宣言を行い、持続可能な島づくりに向けた様々な取り組みを進めてきた。

近年の観光客激増による地域経済活性化の裏で、店舗・交通の混雑や家賃高騰等の市民生活への影響、ごみの増加、サンゴの毀損等環境への負荷が増大する等、いわゆるオーバーツーリズムによる問題が顕在化した。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、本市がリーディング産業と位置づけている観光産業の大幅な落ち込み、新たな生活様式による市民生活への変化があり、さらに、気候変動や海洋汚染等の環境問題、燃料の高騰等が引き起こされたロシアによるウクライナ侵攻が世界に及ぼす影響は計り知れず、行政や企業のみならず、個々人が持続可能な未来に向けて行動を起こす必要性が高まっている。

本市においても、市民一人ひとりが島の持続可能性に関する現状や課題、目指すべき将来像を共有しながら、持続可能な島づくりに資する新たなアクションを創発し、市内の多様なステークホルダーの協働・支援により達成する官民共創プラットフォームの構築が必要である。

そのため、令和 3 年度より市民参加型のプラットフォームの構築・運営を開始し、「せんねんプラットフォーム」と称し、市民向けの様々な働きかけを行ってきた。この取り組みは、市民への周知・積極的な参加の促進・創出されたアイデアの具現化や定着など、創成期から継続期にかけて取組を持続していくための体制の構築が特に重要となる。令和 4 年度においては、企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用し、せんねんプラットフォームの社会実装化に向けた官民共創プロジェクトとして民間からの人的また資金的な協働も始まった。

**4. プラットフォームについて**

市民一人ひとりが島の持続可能性の現状や課題、目指したい将来像を共有するためには、様々な事例等に触れながら、「持続可能性とは何か」を考えるための情報や知識を市民に共有する必要がある。そのためにも、まず本市における課題を自分事として認識するための場が重要である。そのきっかけづくりとして、映画を通して持続可能性について考える「せんねんシネマ」、市内で既に持続可能性に寄与する活動を行う方々のストーリーを紐

解くオンライン配信番組「せんねんトーク」を定期的で開催している。また、これらの取り組みへの参加の誘導と、エコアイランドや持続可能性が遠い存在ではなく、自分の暮らしの中にあることを周知するための機会として「せんねんラジオ」（FM みやこ）で毎週日曜に放送してきた。

そうした場をきっかけに、市民が様々な関係者と連携して、課題に対して根本的な原因を探り、その課題解決を図りつつ、環境・経済・社会の相互向上に資するプロジェクトとして創出してくための機能として、「せんねん祭」という市民がアイデアを発表できる場を設けている。発表者に対しては、発表に先駆けて課題設定・現状分析・取り組みの詳細・市民協働の可能性について深掘りする様子を配信する「せんねんミーティング」を実施し、また発表後は発表者に対する市民の賛同を可視化し、それに応じてアイデアの具現化の伴走を行っている。

今後は、本業務を通して、上記の取り組みに加え、以下の機能を実装したプラットフォームの構築を目指すものとする。

- ① 資金支援：（実施時期未定）コミュニティファンドとしてせんねん祭で発表されたアイデアへの資金的支援が行える仕組みの基盤整備を行う。
- ② 分析・共有：「持続可能な島」の適切なビジョンと指標の設定、地域の状態や事業効果の見える化を行い、分析結果や課題を広く共有していく。

※別紙にてイメージ図を添付（R5.5月作成）

## 5. 委託業務の内容

本委託業務においては、農林水産、観光、金融、教育等幅広い関係者を巻き込んだ上で、業務を実施するものである。各取組について随時サイト及び SNS 等を活用し発信すること。本委託業務では、上記事項を踏まえ以下のことについて委託する。

### (1) 市民ワークショップ等の開催

市民の巻き込みを図るとともに、本市における課題の共有やプラットフォームの必要性等に対する理解を深めるための場の企画運営（集客・開催）を行う。（合わせて10回以上）

例）「せんねんシネマ（ソーシャルシネマ鑑賞会）」「せんねんトーク（公開座談会）」等

### (2) 「持続可能な宮古」を実現するための市民プロジェクトの伴走支援

公募を実施するとともに選定された市民や団体が持ち込んだプロジェクトのアイデアに対し、ヒアリングや関係者との意見交換を通して、プロジェクト実行に向けた伴走支援を行う（せんねんミーティング）。支援の対象は、令和4年度せんねん祭出場者への伴走支援及び今年度のお出場者とする。なお、事業開始時に伴走の内容とスケジュールを作成し、事業を通してその見直しと更新を行いながら伴走マニュアルを作成する。

### (3) 「せんねん祭（持続可能な宮古島市に向けたアイデア発表会）」の開催

持続可能な宮古島市のためのアイデアを市民が発信し、市内外のステークホルダーの参加や協働を呼びかける場「せんねん祭」を企画運営する。（1回）

せんねん祭出場者に対し、選出から会期当日までの期間、定期的な面談等を通してアイデアのブラッシュアップや出場者のサポートを行う。

(4) プラットフォームへの参画を呼びかける情報発信

せんねんプラットフォームへの市民・民間事業者・行政機関の積極的な参加を促すための情報発信を行う。情報発信の方法（Web・紙・行政媒体、テレビ、ラジオ等含む）とそのスケジュールを作成し、効果的に実施する。

(5) プラットフォーム実装に向けた体制づくり及び計画書作成

「せんねんプラットフォーム」を本市に社会実装するにあたり、様々な関係者との関わり合いを持ち、核となり得る人材発掘を行い、実装に向けた体制を整備する。また、実装するにあたり、法人格や組織のあり方の検討や具体的な取組タスクについて情報を整理し、実行計画及び必要な運営・事業費、資金調達方法等を整理する。必要に応じて、先進的な取組を行う自治体・民間事業者等に対してヒアリングを行うことも可能とする。また、プラットフォームの取り組みを伝え、参加や協働を促すための資料についても作成すること。

(6) 成果報告書の作成

本業務の成果を報告書としてとりまとめ、提出する。報告書には、取り組みの振り返りと次年度以降工夫すべき点、取り組むべきことを盛り込むこと。また、関係部課長への中間報告を10月頃に開催することとする。その他、発注者に対して定期的な報告及び打ち合わせを設定すること。

(7) その他

本業務はプロポーザル方式による随意契約を想定しており、業務の詳細については本業務受託者との協議により定めるものとする。

## 6. 委託業務の期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日（金）

## 7. 委託業務の成果物

委託業務の完了時には、5.（6）で定めた成果報告書、5.（3）の伴走マニュアル、5.（5）のプラットフォーム実装に向けた計画書、参加や協働を促す資料を提出すること（各資料とも、紙媒体：正1部・副1部、及び電子データを提出する）。

## 8. その他

その他必要に応じ、協議の上、取扱を定めるものとする。

以上

